

南公園整備事業

業務要求水準書

【令和5年8月修正箇所 抜粋版】

令和5年4月

令和5年6月修正

令和5年8月修正

岡崎市

イクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。

- ・「環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。グリーン購入法）に基づく環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達に努めること。
- ・本事業の対象区域内における希少野生動植物の生息生育状況について、事前に市の担当課に確認を行い適切に対応すること。
- ・地域への対応として、建設工事中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気、ゴミ等による影響を最大限抑制するよう配慮すること。特に、住宅が近接する付近については、植栽等による緩衝帯を設けるなど十分に配慮をすること。

4 施設別の要求水準

4-1 交通広場の要求水準

| 施設 | 要求水準 |
|-----------|--|
| 全般 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 十字交差点から構成される模擬道路の形状は現状維持すること。 ・ 自転車等の交通安全教室の開催に対応した、模擬信号や横断歩道、路面標示（ブルーレーン、矢羽根等の自転車の走行環境に関するものを含む）等のある道路を整備すること。 ・ 交差点には横断歩道と車両用信号機、歩行者用信号機を設置すること。 ・ 模擬道路に出る見通しの悪い脇道を設けて、飛び出し防止について学べる場所をつくること。 ・ 模擬道路とゴーカート走路以外の敷地には、交通安全教室エリアを確保して有効活用を図ること。 ・ 舗装、縁石、排水施設は全て新設すること。 ・ 事業者が提案する電動ゴーカートの導入台数（最低1人用10台、2人用10台）が十分余裕を持って安全かつ円滑に走行にできるコース、乗降場を設置すること。 ・ 事業者が提案するゴーカート走路の延長及びコースレイアウトを基に、十分余裕を持って安全かつ円滑に運用ができる電動ゴーカートの台数を確保すること。なお、2人用のゴーカートを1人用として運用することを可能とする。 ・ 導入する電動ゴーカートの台数に適した乗降場を設置すること。 ・ 利用者の安全確保のため模擬道路とゴーカートの走路は完全に分離すること。 |
| 交通安全教室エリア | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車の乗り方をはじめとする交通安全教室を実施に必要となる自転車広場を整備すること。 ・ 事業者が提案する自転車、バッテリーカー等の乗り物が安全に楽しく利用できる場所を整備すること。 ・ 道路交通法の改正に対応した電動キックボードの交通安全教室、高齢者を対象とした電動カート（シニアカー・セニアカー）の交通安全教室など、現在の交通広場の機能向上、利用価値の向上に関する事業者の提案を期待する。 |
| 交通広場管理棟 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸室の具体的な用途、要求水準、参考面積等は交通広場管理棟の諸室等に係る要求水準に示す。 ・ 諸室の機能を統合する場合は、統合した室名及びどの理由を提案書に記載すること。また、魅力ある施設づくりのために、新たな機能を持 |

学校が開催する交通安全教室の内容は下記のとおり。

i) 開催時期

4月から9月までの月曜、火曜、水曜、金曜(祝日と夏季休暇期間除く)の午前中

ii) 受講対象

市内小学校の小学3年生

iii) 場所

交通広場管理棟及び交通安全教室広場

iv) 教室運営方法

教室1回あたり約70~80名の参加児童が実習する予定である

v) 開催内容

- ・実習(屋外)

交通広場内において自転車実習を行う(各学校の教員が実施する)

vi) その他

実習開催時間帯は、一般の交通広場内の乗り物の貸出は行わないこと

② 乗り物

- ・ ~~電動ゴーカート~~を1人用10台以上、2人用10台以上を運営すること。~~電動ゴーカートは事業者の負担で調達し、運営管理すること。~~
- ・ 事業者が提案するゴーカート走路の延長及びコースレイアウトを基に、十分余裕を持って安全かつ円滑に運用ができる電動ゴーカートの台数以上を運営すること。なお、2人用のゴーカートを1人用として運用することを可能とする。
- ・ 安全かつ円滑な運用を行うにあたり、必要であれば、予備バッテリーを用意すること。
- ・ 電動ゴーカート及び予備バッテリーは事業者の負担で調達し、運営管理すること。
- ・ その他の乗り物については、子どもが楽しく学べるものを事業者の提案に求める。乗り物は事業者の負担で調達し、運営管理すること。
- ・ 小学生の交通安全教室で必要となる自転車40台はヘルメットと合わせて市が購入すること。
- ・ 各種乗り物等を利用するため、安全管理には細心の注意を払うこと。また、必要に応じて利用規則等を設けるなど、安全対策を講ずること。

③ 研修室

研修室は、利用時間中は休憩ができる場所として公園利用者に開放すること。交通教室開催時は、一時閉鎖し、生徒が使用できるように室内を整理すること。

④ その他

- ・ 営業前準備として、ゴーカート等乗物の指定場所への設置、立入禁止エリアの設定及び信号機の点灯等を行うこと。

(5) 南公園遊戯施設(遊園地ゾーン)に関する運營業務

① 遊戯施設運行管理

事業者は、各種遊戯施設の運行管理を行うこと。なお、小型自動遊具及び動物型乗

以外の物品についても引継ぎにあわせて報告すること。

- ・ 事業者は、市に帰属する物品が使用不能になったときは、市に報告し、指示を受けること。
- ・ 物品は迅速に提供できるように工夫して保管し、また、保管場所の変更があった場合は適宜報告すること。

ii) 安全点検

- ・ 物品に対して安全点検を実施すること。
- ・ 使用前に適宜実施すること。また、使用しないものについても年1回以上実施すること。
- ・ 物品の異常を発見したときは、これに対応すること。
- ・ 危険又は異常な利用を発見したときは、注意し、是正すること。
- ・ 安全点検マニュアルを策定すること（安全点検コースと巡回時間の指定、巡視ポイント及び点検方法の指定、異常及び緊急時の措置等を記載。施設・建築物等に係る安全点検マニュアルとあわせて作成。）。
- ・ 安全点検結果を記した報告書類を作成すること。

iii) その他物品

- ・ 市が事業者は無償で貸し付ける物品については、別添資料4 備品リストのとおり。物品に変更があったときは、当該資料の差し替えを随時行うこと。
- ・ 貸し付けた物品の維持管理、営繕に係る費用は、全て指定管理者の負担とする。
- ・ 事業者は、本業務の遂行上の理由から物品の更新及び新規調達を希望するときは、事前に市と協議するものとする。
- ・ 事業者は、自らの経費により備品を購入することができる。このとき、所有権は事業者に帰属する。
- ・ A E D（自動体外式除細動器）については、次のとおり適切な管理を行うこと。
 - －パットの交換（期限毎又は使用毎）、バッテリーの交換（期限毎）を行うこと。
 - －月1回バッテリー点検とパットの有効期限を確認すること。
 - －点検については、指定様式を使用すること。
 - －A E D収納箱の電池交換（3か月に1回）を行うこと。

(2) 特記事項

① 交通広場乗り物

i) 営業時間前準備

- ・ 営業時間前に必ず貸し出しを行う乗り物については、全て実際に乗車するなどの安全点検を行うこと。
- ・ 安全点検終了後、各乗り物について必要台数を指定場所に設置すること。
- ・ なお、交通教室がの開催される場合、~~ゴーカート等の乗り物中に利用ができなくなる乗り物（交通教室で使用するもの、交通教室開催時においても貸し出しする乗り物~~を除く）については、交通教室終了後に準備を行うこと。ま

ii) **2人用ゴーカート及び1人用ゴーカート**

毎日点検を行い、~~2人用ゴーカート及び1人用電動~~ゴーカートの安全を確認すること。

また、定期的に製造・販売元等に車両の点検・修理を委託する、~~もしくは、自動車整備士等による点検・整備を行う~~等、適切かつ安全に運用できる状態を維持すること。

故障などの異常等については、速やかに必要な点検整備を行うなど適切な対処をすること。

iii) **貸出自転車（※車両は市にて用意）**

毎日点検を行い、自転車の安全を確認すること。

財団法人日本交通管理技術協会が公認する自転車安全整備士又は財団法人日本車輛検査協会が公認する自転車技士により点検・整備を年4回以上行い、安全で良好な状態を保つこと。また、故障などの異常等については、速やかに必要な点検整備を行うなど適切な対処をすること。（点検内容は別添資料7 点検内容一覧参照。）

iv) **その他乗り物**

毎日点検を行い、乗物の安全を確認するとともに、良好な状態を保つこと。（点検内容は別添資料7 点検内容一覧を参照。）

v) **その他留意事項**

休日等利用が集中した際には、交通広場内の各乗り物について故障や異常が多発するため、車両点検・整備を十分行うこと。また、対応可能な体制を整備すること。

② **白鳥の管理**

池に生息する白鳥（コブハクチョウ：2羽）について、事業者は、その健康状態を日常的に把握し適切に管理を行うこと。

2-4 **植栽維持管理業務**

(1) **一般事項**

① **業務の目的**

植栽管理業務は、事業区域内の植栽を適切に保護・育成・処理することにより、豊かで美しい施設内の自然環境を維持することを目的とする。

② **業務の対象範囲**

植栽管理業務の対象範囲は、本事業区域内の植栽及び緑化施設等とする。

（別添資料 1 既存施設配置図、別添資料 10 建築物(外構)管理内訳表及び別添資料 11 樹木等数量表、参照。）

③ **業務仕様及び要求水準**

i) **共通事項**

- ・ 各植栽の管理にあたっては、利用者の公園利用と安全性を確保しつつ、施肥、剪定、刈り込み、草刈り、花壇管理等、植物の生育や育成に必要な作業を、適切な時期や方法を選び実施すること。
- ・ 植栽管理計画を立てるとともに、植栽の状態を観察しながら各植栽が常に美しく、かつ良好な状態を保つように管理に努めること。